

労働基準関係法令違反に係る公表事案

群馬労働局

最終更新日：令和6年10月31日

企業・事業場名称	所在地	公表日	違反法条	事案概要	その他参考事項
上毛建設（株）	群馬県利根郡 みなかみ町	R6.1.15	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第158条	建設機械であるブレーカを用いて掘削作業を行わせるに当たり、誘導員を配置し誘導させることなく、危険が生じる箇所に労働者を立ち入らせたもの	R6.1.15送検
環境ワークス（株）	群馬県前橋市 鳥取町	R6.3.21	労働安全衛生法第100条 労働安全衛生規則第97条	解体工事現場で4日以上の休業を要する労働災害が発生したのに、自社作業場で負傷したとする内容虚偽の労働者死傷病報告を行ったもの	R6.3.21送検
（株）吉野工業所 群馬工場	東京都江東区	R6.3.22	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第151条の14	機械設備の運搬作業を行わせるに当たり、フォークリフトを用いて当該機械設備をけん引して運搬させ、もってフォークリフトを用途外に使用させたもの	R6.3.22送検
岡崎ウレタン群馬（株）	群馬県伊勢崎市	R6.3.22	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第107条	機械の掃除の作業を行わせる際に、同機械の運転を停止させなかったもの	R6.3.22送検
（有）橋本工務店	群馬県高崎市 菅谷町	R6.9.4	労働安全衛生法第100条 労働安全衛生規則第97条	新築工事現場で4日以上の上の休業を要する労働災害が発生したのに、自社の駐車場で負傷したとする内容虚偽の労働者死傷病報告を行ったもの	R6.9.4送検
（株）豊永 群馬工場	東京都大田区	R6.10.3	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第131条	プレス機械を使用させて作業を行わせる際に、安全装置を取り付ける等の措置を講じなかったもの	R6.10.3送検